

仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

ILTM Cannes 2020 出展等現地プロモーションに係る企画運營業務の委託

2 事業目的

東京都（以下「都」という。）及び東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する富裕層の誘致に向けて、欧米豪のエリア（米国、カナダ、英国、フランス、イタリア、スペイン、ドイツ、オーストラリア）を中心にプロモーション活動を実施している。

プロモーションの一環として、富裕層向け旅行関連事業者を出展対象とした商談イベント「ILTM Cannes」への出展を含めた、現地プロモーションを実施する。（ILTM Cannes については、こちらのWEBサイトの情報を参照 <http://www.ilm.com/cannes/>）

※ 指名通知後、都並びにTCVBがターゲットとする富裕層を定義した「東京都が目指すべきターゲット像」をTCVBより支給する。そのターゲット像に適した企画を提案・実施するものとする。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

4 業務概要

(1) ILTM Cannes 2020 への出展について

ア ブースの企画および設営

イ ブースの運営および管理

ウ 共同出展者対応

(2) ネットワーキングイベントについて

(3) 記録及び報告書作成について

ア 記録写真の撮影

イ 共同出展者へのアンケートの実施および集計

ウ 報告書作成

5 全体運営

(1) 訴求するブランドイメージ

ア ラグジュアリートラベル向け訴求イメージ

ターゲットとする富裕層は、昨年度の調査結果から、他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」を好むことが明らかになっている。ニーズに合った特別感の醸成のため、今年度の各種富裕層プロモーションにおいて活用している「Tokyo Timeless Temptations」のマークを活用し、既に制作済みのプランナーズガイドのイメージに沿った訴求をすること。なお、「Tokyo Timeless Temptations」のマークについては、別紙1「富裕層PR事業用マークについて」を参照すること。

イ 東京のブランディング戦略

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、下記「東京のブランディング戦略」のとおり、ブランドコンセプトを定めた。本事業の実施にあたっては、ブランドコンセプトを踏まえて行うこと。

「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）にこめられたメッセージを理解し、本事業におけるプロモーションと齟齬のないようにすること。

【東京のブランディング戦略】

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2015/03/DATA/70p3v201.pdf>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07.html>

【アイコン公式WEBサイト】

<https://tokyotokyo.jp>

(2) 実施体制

ア 欧米豪を中心とした富裕層旅行者や、その旅行者を顧客に多く持つ旅行エージェント等のニーズを的確に捉えるため、ラグジュアリートラベル市場に精通する者から助言を得られる体制を構築すること。

イ 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。また、現地の最新情勢・動向に細心の注意を払い、それらに配慮した企画提案、臨機応変に対応できる実施体制を整えること。

ウ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVBの承認を得ること。

エ 業務の詳細についてTCVBと協議の上決定し、進捗状況を綿密にTCVBに報告すること。

6 業務内容

(1) ILTM Cannes 2020 への出展について

次の出展概要を踏まえ、下記のア～ウを実施すること。

【出展概要】

- 出展期間： 令和2年12月7日(月)から12月10日(木)まで
会場： Palais des Festivals et des Congrès (フランス、カンヌ)
出展スペース： 41.47 m² (※別紙2「東京の出展スペースフロア図」参照)
共同出展社数： 最大6社 (TCVB含む)
共同出展者数： 最大14名

ア ブースの企画および設営

- (ア) 商談イベントの趣旨や特性、来場者の属性（主に富裕層向け海外旅行会社）に合わせたブースを企画・設計すること。ブースのテーマ/コンセプトを明確化し、アイコンをブースに表示すること。ブースデザインは受託決定後、企画提案内容を基に、TCVBと協議を行った上で最終決定とする。
- (イ) 東京の富裕層旅行者市場における魅力を体現したデザインを取り入れ、参加バイヤーの訪都旅行への関心を高め、バイヤーが顧客（富裕層旅行者）へ訪都旅行を提案する意欲を喚起すること。和の要素にとらわれ過ぎることなく、東京のラグジュアリートラベル・デスティネーションとしての多様な魅力を体現すること。ブースに求められる上質さについては、別紙3「ブースデザイン参考イメージ」を参考にすること。
- (ウ) 各共同出展者（都内旅行関連事業者/団体。別途申込み受付にて決定。）用商談スペースを確保の上、設計を行うこと。共同出展者はTCVB含め最大6社とし、各社2名での出展を想定の上、各共同出展者に独立した商談スペースを設けること。その際、来場者が各社を識別できるよう装飾など工夫すること。但し、共同出展者のスペースの内一つは、共同出展者側に4名程度が同時に着席することが可能なものとする。なお、それぞれのスペースに可能な限り収納スペースを設けること。
- (エ) 来場者の受付対応や、下記イ(ア)の飲料の提供等を行うためのバーカウンターを設置すること。
- (オ) 施工、設営に向けて、必要に応じて開催会場の設営等ができる現地事業者を選定し、トラブルがないよう準備し、進行すること。特に出展共通ルール等の認識合わせに留意し、ブース設置から撤去までの必要な管理を行うこと。管理者及び施工者用パスについては必要枚数を手配し、その費用は本委託経費内に含むものとする。

イ ブースの運営および管理

(ア) 備品等の手配

ブース設営から会期中の運営において必要な備品等を手配すること。また、東京ブース内の出展者並びに、商談に訪れる来場者用の飲み物を提供すること。手配する飲み物はミネラルウォーター、コーヒー、紅茶など、商談イベントの特性やブースのコンセプトに相応しい質のものを複数種類手配し、提供すること。なお、来場者が希望する飲み物を選定しやすいよう、メニュー表等を用意するなど工夫すること。

(イ) 直前確認

商談イベントの会期初日の前日夕刻に、TCVB が現場で設営・各種準備状況の確認を行うので担当者も立ち会うこと。

(ウ) 共同出展者用パスの手配・管理

出展者用パスについては、TCVB が主催者に支払う出展料に、TCVB 用の 2 名分と、その他の出展者用共同出展者用の 6 枚の、計 8 名分の出展者用パスの費用が含まれている。東京ブース内の共同出展者は、TCVB 含め最大 14 名が想定されるため、不足分は受託者が別途手配し、その費用は委託料に含めること。

(エ) 運営・管理者用パスの手配・管理

ブースの運営および管理に必要な受託者用のパスを必要数に応じて手配し、その費用は委託料に含めること。

(オ) 運営スタッフの手配および来場者対応

日本語と英語が堪能な運営スタッフを、ブース運営を円滑に進めるために必要な人数手配すること。運営スタッフは来場者への案内や誘導等、出展者の商談等が円滑に進むための支援を行うこと。また、東京ブースに商談に訪れた来場者に、上記(ア)で手配した飲み物を提供すること。

(カ) 資料等の管理

TCVB 及び共同出展者が発送もしくは持参した資料等の荷物を商談イベント会場で確実に受け取り、それらをブース内で適切に整理、管理すること。

ウ 共同出展者対応

(ア) 管理および調整

TCVB にて別途募集し決定する共同出展者に対し、共同出展者管理窓口を設け、情報のとりまとめや発信等、共同出展と必要な連絡・調整を行うこと。

また、共同出展者からの要望に応じて専任の通訳を手配すること。（共同出展者の専任通訳の手配料については、各共同出展者と協議の上決定し、直接請求すること。）

(イ) 情報提供

商談イベントに係る現地情報や、商談イベント運営事務局から提供される情報やサービス等、商談イベント出展に向けて有益となる情報を集約し、提供すること。

(ウ) 共同出展者用マニュアルの作成

東京ブース内での出展が円滑に進むよう、商談イベントの共同出展者用マニュアルを作成し、十分な情報共有を行うこと。

(2) ネットワーキングイベントについて

イギリスに本拠地を置くラグジュアリートラベル市場向けコミュニティ、Connections (Travel Weekly Group Ltd.) が、ILTM Cannes 会期中にソーシャルイベントを開催。TCVB ではこのイベントに協賛し、ILTM Cannes 2020 に出展する都内観光事業者の皆さまへ、日本以外の国や地域から ILTM Cannes 2020 に出展する海外のバイヤーやサプライヤーのとのネットワーキングの場を提供する。それに伴い、次の概要を踏まえ下記を実施すること。（Connections Luxury についての詳細：<https://weareconnections.com/>）

【イベント概要】

イベント①: Connections Social Exclusive Dinner

日程： 令和2年12月7日(月) 19:30～（予定）

会場： La Bruette Grand Mere Cannes（予定）

規模： 海外バイヤーおよび海外サプライヤー40名程度、
都内事業者（サプライヤー）15名程度

イベント②: Connections Social Lunch

日程： 令和2年12月8日(火) 12:00～（※ILTM Cannes の昼休憩中）

会場： Le Caneau 30, Cannes（予定）

規模： 海外バイヤーおよび海外サプライヤー70名程度、
都内事業者（サプライヤー）15名程度

参加者対応

(ア) 管理および調整

TCVB にて別途募集し決定する参加者（TCVB 含め最大15名）に対し、参

加者管理窓口を設け、情報のとりまとめや発信等、共同出展と必要な連絡・調整を行うこと。

(イ) 情報提供

イベントに係る現地情報や、TCVB やイベント主催者から提供される情報等、イベント参加に向けて有益となる情報を集約し、提供すること。

(3) 記録および報告書作成について

ア 記録用写真の撮影

完成した東京ブースや ILTM Cannes 会期中の東京ブースの様子及び、ネットワーキングイベント開催中の様子がわかる写真を撮影すること。

イ 共同出展者へのアンケート実施および集計

TCVB が別途作成する共同出展者用アンケートを、共同出展者から回収し、その回答結果を集計すること。アンケートの配布や回収時期については、TCVB と協議の上決定するものとする。

ウ 報告書作成

上記ア、イ含め、ILTM Cannes 出展やネットワーキングイベント等、現地プロモーションに係る報告書を作成し、納品すること。A4 版縦、横書きカラー、Microsoft Word や Power Point で作成の上、電子データを CD-R または DVD-R で 2 部納品すること。

※ 目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議のうえ決定する。

※ Microsoft Excel 等、その他のプログラムを使用する場合には、別紙として添付すること。

7 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

別紙 4 「委託完了届」を提出すること。

イ ブース装飾、クリエイティブ等のデザインデータ

pdf データ及び編集可能なロウデータ（拡張子 eps、ai 等）

8 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

9 作成物・成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「8 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

10 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

11 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、TCVB の保有する個人情報の取扱いについては、別紙5「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の基準に準じて、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

12 その他

- (1) 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。

- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 本事業の委託者は TCVB であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。
- (5) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (6) 廃プラスチックの発生を抑制するため、各プロモーションで使用する素材は可能な限りプラスチックを使用せず、やむを得ない場合は、再生プラスチックを利用する等、プラスチックの持続可能な利用に配慮した物品とすること。